

林業関係の資格チェックリスト

労働者氏名：

【凡例】 施行令・・・労働安全衛生法施行令 安衛則・・・労働安全衛生規則

行わせる業務に☑を記入	対象業務	業務に就くことができる者 (安衛則別表第3)			特別教育 (※)	安全衛生 教育	資格の有無
		法令条項	免許	技能講習 その他			
<input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当する 機械集材装置 若しくは 運材索道 の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材作業 イ 原動機の定格出力が7.5キロワットをこえるもの ロ 支間の斜距離の合計が350メートル以上のもの ハ 最大使用荷重が200キログラム以上のもの	施行令第6条第3号	○				有・無
<input type="checkbox"/>	移動式クレーンの運転	つり上げ荷重 1 t 以上	施行令第20条第7号	○	△ (小型のみ)		有・無
<input type="checkbox"/>		つり上げ荷重 1 t 未満	安衛則第36条第16号	○	○	○	有・無
<input type="checkbox"/>	玉掛けの業務	つり上げ荷重が 1 t 以上の移動式クレーン等	施行令第20条第16号	○	・職業訓練修了者 ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練を修了した者等		有・無
<input type="checkbox"/>		つり上げ荷重が 1 t 未満の移動式クレーン等	安衛則第36条第19号	○	同上	○	有・無
<input type="checkbox"/>	車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）の運転（ブルドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル、パワーショベル等）	機体重量 3 t 以上	施行令第20条第12号	○	・建設機械施工技術検定合格者（特定のものの） ・建設機械運転科の職業訓練修了者 ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の建設機械運転科等の職業訓練修了者		有・無
<input type="checkbox"/>		機体重量 3 t 未満	安衛則第36条第9号	○	同上	○	有・無
<input type="checkbox"/>	不整地運搬車の運転	最大積載量 1 t 以上	施行令第20条第14号	○	・建設機械施行技術検定合格者（特定のものの） ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練を修了した者		有・無
<input type="checkbox"/>		最大積載量 1 t 未満	安衛則第36条第5号の3	○	同上	○	有・無
<input type="checkbox"/>	伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 （フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、木材グラブブル機、グラブブルソー等）		安衛則第36条第6号の2			○	有・無
<input type="checkbox"/>	走行集材機械（車両の走行により集材を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 （フォワーダ、スキッド、集材車、集材用トラクター等）		安衛則第36条第6号の3			○	有・無
<input type="checkbox"/>	機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう）の運転の業務		安衛則第36条第7号			○	有・無
<input type="checkbox"/>	簡易架線集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転又は 架線集材機械 （動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 （タワーヤード、スイングヤード、集材ウインチ機等）		安衛則第36条第7号の2			○	有・無
<input type="checkbox"/>	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務		安衛則第36条第8号			○	有・無
<input type="checkbox"/>	動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エアーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転の業務		安衛則第36条第11号			○	有・無
<input type="checkbox"/>	高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具（労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具（第五百三十九条の二及び第五百三十九条の三において「身体保持器具」という。）を取り付けたものをいう。）を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（四十度未満の斜面における作業を除く。以下「 ロープ高所作業 」という。）に係る業務		安衛則第36条第40号			○	有・無
<input type="checkbox"/>	高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、 墜落制止用器具 （令第13条第3項第28号の墜落制止用器具をいう。）のうち フルハーネス型 のものを着用して行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）		安衛則第36条第41号			○	有・無
<input type="checkbox"/>	刈り払い機を使用する作業		平成12年2月16日付け基発第66号			○	有・無

※十分な知識及び技能を有する場合は全部又は一部の科目を免除可